

国民投票においてテレビ・ラジオを使用した意見広告が規制される期間

イタリア	エストニア	ロシア	カナダ	ポーランド	スロバキア	フランス	スイス	デンマーク
投票日当日は、新聞、テレビ・ラジオを使用した投票運動のための宣伝をしてはならない。	投票日当日の運動は禁止。	投票日前日及び投票日の運動は禁止。	投票当日及び投票前日にはテレビ・ラジオ・出版物を利用して質問案に対する賛成や反対の宣伝を行ってはならない。	国民投票運動は、国民投票が行われる前々日の24時までに行われなければならない(投票日前日・当日は規制)。この規制に違反した場合には、罰金が科せられる。	投票実施前の48時間及び国民投票の間は、マスメディアを通じての、いかなる形態による特定の投票の勧誘も禁止される。	・2005年5月9日午前0時から投票日(2005年5月29日)までの間(20日間)、新聞・テレビ・ラジオによる商業宣伝を、投票運動の目的のために利用してはならない。 ・投票日の前日午前0時から(投票日前日・当日)、テレビ・ラジオを用いて投票運動のためのメッセージを流布し、又は流布させてはならない。	期間にかかわらず、テレビ・ラジオにおける政治的な宣伝は禁止されている。	期間にかかわらず、一般的にテレビ・ラジオ(ローカルラジオは除く)での政治的な意見広告が禁じられている。

* この表は、衆議院国民投票制度調査議員団等の海外調査における聞き取り調査及び衆議院法制局による各国大使館等へのアンケート調査に基づくものであり、必ずしも、これ以外の規制がないとは限らないこと(例えば、テレビ・ラジオあるいは意見広告に限られない運動一般の規制として定められている場合も少なくない、など)にご留意願いたい。